



↑「令和5年新温泉町二十歳のつどい」【詳しくは2ページ】

2月号の主な内容

- ^{はたち}二十歳のつどい 2ページ
- くらしの情報 22ページ
- すけっちしんおんせん 32ページ

2

新温泉町広報

—令和5年2月号—

vol. **209**

はたち 令和5年新温泉町二十歳のつどい

1月8日、20歳の対象者89名と保護者などが参加し、夢ホールで「令和5年新温泉町二十歳のつどい」を開催しました。令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。本町では、例年通り20歳を対象として、「二十歳のつどい」の名称で式典や交流会を行いました。

式典では、出席者を代表して、山本雅也さんと福島空さんが誓いのことばを述べ、決意を新たにしました。また、門出を祝う「宇都野神社麒麟獅子舞」の披露や20年の歩みを振り返るスライドショー、ふれあい交流会（抽選会、じゃんけん大会）、小中学校時の恩師からのビデオレターの上映などが行われました。

▼問合せ 生涯教育課
Tel 82-5629



誓いのことば (一部抜粋)

現在、私たちはそれぞれの目標に向けて、その道を歩み始めています。これからの人生、楽しいことばかりではなく、様々な困難や問題に立ち向かうことになるでしょう。それを私たちは乗り越えていかなければなりません。相手の気持ちを理解し、仲間とともに人を支える立場となり、いずれそれらが社会を支える力となります。改めて成人という自覚を持ち、責任ある発言と行動をとり、社会へ貢献していきます。そして自分らしさを忘れず、新温泉町の温もりを思い出しながら、新しい未来に向かって努力し続けていきます。

たった一度きりの人生です。胸を張って自分の人生を誇れる大人へと成長していきます。



藤田 尽さん (浜坂)

二十歳となった今、原点であるこの地で生まれ育ったことに感謝します。この町で青春時代を過ごした記憶は永遠であり、それが現在の私自身を形成してくれています。そして、当たり前に見える日々を噛み締めます。

小川 弘哲さん (山梨県)

この度、二十歳を迎えることができ、今まで多くの方にお世話になりました。本当にありがとうございました。これからも感謝の気持ちを忘れずに夢に向けて精進していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

松岡 暖さん (浜坂)

二十歳という節目を迎えられ、今まで支えてくださった方に感謝の気持ちでいっぱいです。

これからは社会人としての自覚を持ち、何事にも一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

福井 聡太さん (千葉県)

成人の自覚を強く持ち、どんなことにも全力で責任感をもって取り組みたいです。今まで支えてくれた両親へ感謝し、今後は恩返しができるように日々精進していきたいと思っております。

山本 雅也さん (鳥取県)

今日までの人生たくさん楽しい思い出があります。これからそんな思い出じゃ敵わないような楽しい思い出をいっぱい作ろうと思います。

山本 大輔さん (塩山)

二十歳を迎えることができ、とても嬉しく思います。今まで支えてくださった方々への感謝を忘れることなく、社会人としての自覚、責任を持ち、社会へ貢献し、恩返ししていきたいです。

井上 涼賀さん (大阪府)

高校卒業後に社会の一員として働き活躍している友達の姿を見て憧れと共に自分に焦りも感じました。現在、在学中ですが、学ぶ時間とチャンスを与えられている分そこで得たものを世の中に還元できる人間になりたいと日々努力しています。

日浦 愛優さん (京都府)

まだまだ大変な世の中ですが、無事二十歳を迎えることができました。成人の実感は湧きませんが、落ち着きのある大人の女性を目指して日々笑顔をもっと頑張ります。

二十歳の抱負**仲村 陸さん (浜坂)**

無事に二十歳を迎えることができました。日頃から支えてくれている方々に感謝の気持ちを忘れずこれからの人生を謳歌していきます。また、二十歳という人生の節目を迎え心や体だけでなく態度や言動に責任を持ち、より一層大人に近づけるよう頑張ります。

松岡 圭介さん (神戸市)

世界の広がりとともに、地元での時間、経験、人のかけがえのなさに今になり気付かされます。改めて感謝します。成人し、大人としての責任が生まれました。しかしその中でも、子どもの頃の感覚は忘れず、経験を積み重ねる形で大人になります。

朝倉 萌々香さん (浜坂)

二十歳を無事迎えられるとても嬉しく思います。ここまで育ててくださった父、母、その他多くの方々に感謝の気持ちで一杯です。

これからは成人としての自覚を常に忘れず、責任ある行動と人を思いやる優しい心を持って日々励んでいきます。



左から 松岡暖、朝倉萌々香、福島空、山本大輔、藤田尽 (実行委員長)、仲村陸、山本雅也、池田和奏 ※敬称略

**二十歳のつどい実行委員会
メンバーのご紹介**

メンバーの8人は、二十歳のつどいを自分たちの手で作り上げるため、10月に実行委員会を結成し、意見を出し合いながら準備を進めてきました。

当日は、司会進行を務めるなど、二十歳のつどいを盛り上げてくれました。

受けてください、命を守る大切な健診

がん、循環器疾患、糖尿病などの「生活習慣病」は、今や健康長寿を妨げる最大の要因となるだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。「生活習慣病」の予防は私たちの健康を守るために大変重要となっています。自覚症状のない健康な時から、1年に1回は健康診断を受け、予防・早期発見・早期治療によって重症化を予防しましょう。みなさんそうやって申し込みましょう！

▼問合せ 健康福祉課 健康推進係 TEL 99-2940

申込期限は、
2月24日(金)

令和4年度 町ぐるみ健診結果

令和4年度の町ぐるみ健診の受診者数は2285人でした。

新温泉町における死亡原因の第1位は「がん」、2位は「心臓病」、3位は「脳疾患」です。「がん」「糖尿病」などの生活習慣病を起こす血管の変化は突然起こるのではなく、10〜15年かけてじわじわと進んでいきます。「若いから大丈夫」、「症状がないから大丈夫」は危険です。一年に一度健診を受け、健診結果で自分の体の状態を確認することで、生活習慣病のリスクを減らし、合併症が起こりにくくなります。

科学的根拠に基づく健診

全国的には2人に1人が「がん」にかかり、3人に1人が「がん」で

命を落としています。

がん検診は科学的根拠に基づいた検診であり、特定健診は生活習慣病を発見できる健診です。毎年の健診で早期発見・早期治療につながれば治療する率が高くなり、健康寿命を延ばすことが可能になります。

町ぐるみ健診は、自費での受診よりお得です。

町の健診では、自費で健診を受けるより安く受診できます。また、身体に大きな負担なく受けることができます。2月に届く健診書類を確認し、申込みをお願いします。

健診結果を生かしましょう

受診から約4週間後に健診結果がお手元に届いたら、健診結果説明会、特定保健指導、健康相談を利用して、

是非ご自分の健康管理にお役立てください。

健診名	対象者	費用負担
基本健診 (特定健診)	39歳以下の社会保険の被扶養者	1,200円
	社会保険本人	事業所健診が優先 町ぐるみ健診受診の場合は7,150円
	国保20～74歳、 後期高齢者	無料
がん検診	40歳以上	胃：1,000円 肺(20歳以上)：無料 大腸：500円
婦人健診	・子宮がん検診は 20歳～ ・乳がん検診は 35歳～	マンモグラフィ(40歳以上) 1,500円 乳腺エコー(35歳以上) 1,000円 40歳以上はマンモグラフィとセット
歯周疾患健診	20歳以上	無料
骨粗鬆症検診	20歳以上の女性	1,000円

町ぐるみ健診の流れ

- ①希望する健診を申し込み
2月に全戸配布する健診案内・申込書をよく読んで、申し込みましょう。申し込みない場合でも申込書は必ず提出してください。
- ②ご希望の健診日の2～3週間前までに受診案内が届く
受診案内に受診票が入っています。
- ③受診
検診案内をご覧になり、当日に会場へお越しください。混雑を避けるため、日時指定しています。都合が悪い場合は変更もできます。
- ④結果
約4週間後、自宅に郵送されます。検査結果を必ず確認してください。

がんは早期発見すれば
90%以上が治ります。

※「治る」とは診断時からの5年相対生存率です。

※がんと診断された人のうち5年後に生存している人の割合と、日本人全体で5年後に生存している人の割合を比べる指標。100%に近いほど治療で救えるという意味です。健診で早期発見できる可能性があります。

確認書が届いている方、手続はもうお済みですか？

下記の2種類の給付金について、11月下旬以降に該当の世帯に確認書を発送していますが、確認書の返送がないと給付金が支給できません。

まだ返送していない方は、2月28日(火)までに確認書を返送してください。

住民税均等割非課税世帯、
家計急変世帯への支援

新温泉町単独事業

住民税所得割非課税
世帯への支援

1 電力・ガス・食料品等
価格高騰緊急支援給付金

2 住民税所得割非課税世帯に
対する生活応援給付金

支給額 1世帯あたり 5万円

支給額 1世帯あたり 3万円

▼確認書送付対象 基準日(令和4年9月30日)時点において住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯
<対象外の世帯>

▼確認書送付対象 基準日(令和4年9月30日)時点において住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税所得割が非課税である世帯
<対象外の世帯>

- ・世帯全員が住民税均等割課税者の扶養親族になっている世帯

- ・世帯全員が住民税所得割課税者の扶養親族になっている世帯
- ・住民税非課税世帯等臨時特別給付金(10万円給付)の支給対象となっている世帯

確認書が届いていない世帯で下記に該当する場合は申請対象です。
お問い合わせください。【申請期限：2月28日(火)】

- 令和4年9月30日時点で上記①または②の世帯に該当しているが、新温泉町で課税情報が把握できない世帯員がいる世帯(令和4年1月2日以降に転入された方がいる世帯など)
 - 令和4年1月以降の収入が予期せず減少し、世帯全員のそれぞれの収入見込額が住民税均等割非課税(相当)水準額以下となる世帯(上記①の申請対象)
- ※申請していただいた場合でも審査の結果、対象外になることもあります。

▼問合せ 健康福祉課 福祉係 TEL 82-5620

“長寿命・低燃費・高耐震の住まい”
長期優良住宅
**体感型
モデルハウス
誕生**

**西浦建築の高性能住宅を
見て、触れて、感じてください!**

いつでもご見学して頂けるモデルハウスが誕生しました! 随時、ご予約承りますので、お気軽にお問い合わせください。



ご予約はこちらから ▶

有限会社 **西浦建築** TEL 0796-82-1581





こちら町長室

(1月12日執筆)

浜坂認定こども園について

浜坂認定こども園は昭和53年5月に開園し、今年5月で45年を迎えます。改築問題があがって今年で6年目に入りました。あらためて、これまでの論議をふまえた上で考えてみました。

◆経緯

浜坂こども園の改築問題は、東日本大震災を契機に、建物の老朽化対策として論議が始まりました。当初、現在地は津波が心配されましたが、県の発表により津波の心配はなくなりました。しかし、その後は浸水想定区域にあること、大庭認定こども園との統合の2点について議会の論議がなされ今日にいたっています。

◆現在地を推進する9つの理由

- ① **歴史** 先人達を選んだ現在地であり、築44年経った現在の園舎が浸水したことは一度もありません。
- ② **自然環境** 浜坂の中心市街地であり、日本海や岸田川、浜坂県民サンビーチ、田んぼや畑もあり自然環境に恵まれており、園児達が野菜作りなどもできます。
- ③ **街並み形成** 周辺に図書館や以命亭、郵便局、漁港、ジオパーク館、スーパーマーケットなどがあり、生活環境も整っています。
- ④ **送迎と進入路** 現在地は進入路が多く、見通しも良く、図書館側から、商店街から、岸田川方面から進入可能です。また、市街地に隣接しているため歩いて送迎もでき利便性・安全性も高い場所となっています。
- ⑤ **合意形成** 現在地は地権者や地域住民の理解が得やす

く、早期の完成が見込めます。さらに騒音問題も発生しにくい場所です。

⑥ **安全性** 大雨になり警報がでると避難、もしくは休園になります。もちろん普段から避難訓練も定期的に実施しています。平成27年には51億円かけた味原川改修によって安全性は高まりました。さらに現在、小井津町の岸田川合流地点で水門設置のための調査を行っています。

⑦ **認定こども園統合** 少子化が進行する中、今後統合は視野に入れ検討しなければなりません。しかし、地域住民の理解が基本になります。一方的に決めることなく十分に話し合い進める必要があります。

⑧ **将来性** 周囲は田んぼが広がっています。色々な構想が考えられます。例えば、多目的ホールの移設やこども広場や福祉センターなどの施設を周辺にまとめることで、町民の利用しやすい展開が可能です。広い駐車場も整備可能です。

⑨ **民意** 一昨年の町長選挙で、圧倒的に町民から支持を頂いたこと、さらに自治連合会の要望、検討委員会の結論、保護者のアンケート結果、多くの住民署名、周辺地区住民の声などで「現在地での整備」との意見を頂きました。

これらの9つの理由の中で、民意を基本に据え、現在地が一番と考え推進してまいります。

新温泉町長 西村銀三

※「こちら町長室」の動画(CATV版)は、町ホームページの『町長の部屋』こちら町長室でご覧いただけます。



町民安全課からのお知らせ

▼問合せ 町民安全課 TEL82-5621

水銀を含んだ「体温計」などのごみ出しには注意しましょう

水銀を含む製品（体温計、温度計、血圧計など）が適切な分別を行わず、燃やすごみに混入してしまうと焼却炉は一時停止し支障がでます。廃棄する際は、出し方等を確認してから出しましょう。

▼ごみステーションに出す場合

「電池・刃物・工具類」で出してください。

※割れると大変危険ですので、破損しないよう必ずケース等に入れてから出してください。

※電池を取り外した電子計は「金属類」で出してください。

▼「水銀体温計・温度計等回収ボックス」を利用

専用の回収ボックスを下記の場所に設置していますので、ご利用ください。

<設置場所>

町民安全課窓口、
温泉総合支所地域振興課ロビー、
浜坂多目的集会施設
(浜坂公民館窓口)



▼クリーンパーク北但に持ち込む場合

「乾電池類」として出してください。

『資源ごみ集団回収』活動団体紹介

ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、資源ごみの回収活動をしている団体を紹介します。

▼団体名 多機能型事業所 Kirara(キララ)
(代表者：日下部龍也)

▼活動日時 月～金曜日
午前10時～午後2時

▼回収種類 段ボール

▼回収方法 自宅へ直接回収

▼団体からのコメント 障害福祉サービスの事業所です。この施設を利用されている方が作業を行っており、段ボールの回収をしています。少量からでも回収を行っていますので気軽にお声かけいただけますようよろしくお願いいたします。

▼連絡先 TEL82-1191



▼公表資料の閲覧方法
町ホームページ (<http://www.town.shinonsen.hyogo.jp/>) 行政情報↓
パブリックコメント

※電話、匿名での提出は受け付けません。

※様式は窓口で受領または町ホームページからダウンロードしてください。

(必要事項がすべて記載されていれば、任意様式も可)

※電話、匿名での提出は受け付けません。

※様式は窓口で受領または町ホームページからダウンロードしてください。

※必要事項がすべて記載されていれば、任意様式も可

※電話、匿名での提出は受け付けません。

※様式は窓口で受領または町ホームページからダウンロードしてください。

意見提出様式に必要事項(住所、氏名等)を明記の上、町民安全課または温泉総合支所地域振興課への持参、郵便、FAX、電子メールにより提出してください。

意見の提出方法

▼意見の募集期間

2月15日(水)～3月14日(火)

▼計画(案)の公表方法

町ホームページ掲載並びに役場町民安全課生活環境係と温泉総合支所地域振興課住民係の窓口で閲覧できます。

▼計画(案)をまとめましたので、広く町民の皆さんからのご意見を募集します。

「新温泉町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)」に関するパブリックコメント(公募意見)を募集します

計画(案)をまとめましたので、広く町民の皆さんからのご意見を募集します。

計画(案)をまとめましたので、広く町民の皆さんからのご意見を募集します。

計画(案)をまとめましたので、広く町民の皆さんからのご意見を募集します。

計画(案)をまとめましたので、広く町民の皆さんからのご意見を募集します。

計画(案)をまとめましたので、広く町民の皆さんからのご意見を募集します。

計画(案)をまとめましたので、広く町民の皆さんからのご意見を募集します。

計画(案)をまとめましたので、広く町民の皆さんからのご意見を募集します。

計画(案)をまとめましたので、広く町民の皆さんからのご意見を募集します。

計画(案)をまとめましたので、広く町民の皆さんからのご意見を募集します。

長年のご功績を讃え顕彰

兵庫県統計功労者表彰

◎兵庫県知事表彰
瀧野 淳子さん(浜坂)



おめでとうございます

30年勤続スポーツ推進委員表彰

・森田 篤志さん(諸寄)
新温泉町スポーツ推進委員長
・松田 博之さん(飯野)
新温泉町スポーツ推進副委員長



麒麟のまち
Kirinomachi

麒麟のまち インフォメーション INFORMATION

第25回 岩美町

第38回浦富海岸健康マラソン大会 開催!

2023年も浦富海岸健康マラソン大会の開催が決定しました!
皆様のご参加をお待ちしております!

と き 5月14日(日) 雨天決行
と ころ 岩美北小学校 発着
コ ー ス 10kmの部・5kmの部・3kmの部
定 員 800人(先着)

参加資格 健康な方(年齢不問)

参加申込 2月上旬から、インターネットでのみ参加を受付けます。事務局への郵送または直接申し込みは受付けませんので、ご了承ください。

申込先URL <http://runnet.jp/>

参加料 一般…2,000円 高校生以下…1,500円



▲前回大会の様子

問合せ 岩美町教育委員会内
浦富海岸健康マラソン大会事務局
TEL:0857-73-1302
FAX:0857-73-1533

次回、八頭町へ!



世界ジオパークの比較としてしばしば世界遺産が挙げられます。この2つはどちらも人類にとって貴重な、地球上の宝を未来に遺すために定められたユネスコの正式プログラムですが、その違いをご存知でしょうか?

一番大きく異なるのは目的です。世界遺産は、国際的に価値ある建物や土地などを損傷や破壊から保護することを目的にしています。対して世界ジオパークでは、地球規模で価値の認められる大地を基に、その上に生まれた自然や文化を含めて広く保護しつつ、教育や観光等で活用することによる地域振興をも目的としています。

つまり、世界遺産は現状を守ってゆくことを、世界ジオパークは守りながら発展させることを求められているのです。そのため、世界ジオパークには4年毎の再認定審査が課せられています。

共に未来のためのユネスコの重要なプログラムですが、このような違いがあるのです。



みんなのジオパーク 第4回
『世界ジオパーク』と『世界遺産』の違い

	世界遺産	世界ジオパーク
対象	世界でここだけの価値(モノ)	価値のある大地の遺産(モノ)、価値のある文化・伝統(ヒト)
目的	保護	保護と活用 (保護、教育科学の普及、地域振興)
認定審査	1回のみ	4年に1度の再審査
ユネスコとの関係	1972年11月 世界遺産条約 (ユネスコの正式プログラム)	2015年11月 ユネスコの正式プログラムへ昇格
開発	禁止	持続可能な開発のみ可能

出典:系魚川ユネスコ世界ジオパーク ホームページ

▼問合せ
山陰海岸ジオパーク推進協議会
TEL(0796)26-3783

ケーブルテレビ制作番組の インターネット配信



—問合せ— 地域振興課ケーブルテレビ係 TEL99-2080

令和4年12月制作分



※パソコンからは、町ホームページ内の「ビデオライブラリー」で視聴いただけます。

消費生活センターからのお知らせ

ライブ配信サービスで投げ銭？

◆Hさん（40歳代女性）

クレジットカード会社から「利用料が引き落とされなかった」と連絡があり、スマートフォンで明細を確認すると毎日のように3〜5万円近くが利用され合計で70万円ほど使われている。高校生の娘に確認すると「ライブ配信アプリで投げ銭※をしていた。そんなに高額になっていたとは思わなかった」と利用を認めた。

■未成年者と判断されない？

子供が保護者のクレジットカード情報や携帯電話のキャリア決済を利用し、勝手に課金してしまうケースが見られます。親のクレジットカードを利用することで、未成年者とは判断されず課金額も高額になります。ライブ配信サービスを利用する際に、子どもが年齢を偽って登録したり利用規約に「保護者の同意」についての条項が含まれている場合など「未成年者取消」が認められないケースがあります。

■クレジットカードの管理義務！

クレジットカードには管理義務があります。クレジットカードやキャリア決済など暗証番号をしっかり管理しましょう。

■サービス内容の確認を！

子どもがどのようなサービスを利用していいのか、その決済の仕組みがどうなっているのか理解し、使い方を保護者と話し合いまししょう。また、「ペアレンタルコントロール」を設定しておくことで、子どもの高額課金を防ぐことができます。

■依存症の危険があります！

ライブ配信者の反応や多彩なイベント、視聴者間の競争心で多額の投げ銭をしてやめられなくなります。依存性があります。

※スマートフォン等でライブ形式の動画を配信したり、視聴する「ライブ配信サービス」の多くは無料で利用できますが、配信者を応援するためのいわゆる「投げ銭」という課金システムがあります。相談は無料で秘密は厳守します。情報提供もお待ちしています。



◎新温泉町消費生活センター
(町民センター内)

▽相談受付 月～金曜日

(祝日、年末年始を除く)

▽連絡先 TEL92-2070 (直通)

まちの求人案内

—情報提供元— ハローワーク香住 TEL (0796) 36-0136

※求人への応募にはハローワークの「紹介状」が必要です。

(常用)

事業所名	職種	年齢	賃金(千円)
(町内全域)			
但馬信用金庫	営業職	59以下	189
全但バス	バス運転手(嘱託)	18以上	172～185
(株)ナカケー	レジ係	59以下	168～176
(浜坂地域)			
上島プロパン(株)	一般事務	18～40	176～240
au ショップ浜坂	販売	不問	178
(株)関西開発測量事務所	営業及び測量補助	59以下	180～240
	測量業務	59以下	180～240
(株)こやま薬局(浜坂)	調剤薬局事務	64以下	180～200
石匠 真心庵	石材施工員	59以下	163～205
(株)田中工業所	配管工	不問	250～350
	土木技術者	不問	250～350
浜坂・魚と屋	調理師	64以下	250～350
	フロント係	64以下	190
特別養護老人ホームはまさかの里	介護職員	18～59	166～205
	看護師	59以下	207～238
浜坂漁業協同組合	総合職(事務職)	40以下	163～237
浜坂七釜温泉病院	准看護師	18以上	220～230
	看護補助員	18以上	161
(有)福田建機	建設機械整備(急募)	35以下	156～210
	リース・レンタル営業	59以下	175～238
(株)マルワ渡辺水産	調理師	64以下	250～350
水田建設(株)	土木作業員	64以下	190～260
森田材木店	建設現場作業員	40以下	180～280
(株)ヤマグチ	配管工(見習い可)	64以下	180～250
やまなか鉄工所	鉄工一般業・船舶等修繕業	20以上	184
(有)山米鮮魚	水産加工員	59以下	180～250
(温泉地域)			
(株)朝野家	総務事務	64以下	172～178
	施設管理係	64以下	200
	営業係(フロント)	64以下	172～178
	フロントカウンター係	64以下	172～178
	販売係	64以下	172～178
(同)いなば	警備員	18～59	194～237
井上自動車整備(株)	クレーンオペレーター(見習い可)	20～35	173～250
	自動車整備業務(見習い可)	20～35	173～250
(株)井筒屋	客室担当スタッフ	60以下	218～238
	フロントスタッフ	18～40	170～208
	営業事務(フロント・予約業務)	60以下	170～190
	営業(フロント・販売・接客)	40以下	170～190
	販売接客スタッフ	60以下	167～180
御宿コトブキ	旅館フロントスタッフ	18以上	210～230
	調理担当	18以上	210～230
寿製菓(株)	焼き菓子の確認・検品補助	不問	166
(有)清美社	下水道維持管理他	65以下	205～250
全但バス(株)	バス運転手	18～64	179～180
	総合事務職	18～64	165～187
社会福祉法人 徳和会	介護職	18以上	181～234
	看護師	59以下	246～281
温泉・魚と屋	支配人/支配人候補	64以下	300～450
(株)西沢製作所	溶接工	18～64	166～208
合同会社ハートフル	理学療法士	不問	230～360
	言語聴覚士	不問	230～360
	作業療法士	不問	230～360
	看護師	不問	250～400
(株)マルワフーズ渡辺水産	佃煮・瓶詰め食品の製造	69以下	165～330
みかた畜産事業所	獣医師	59以下	263～470
ヤンマーアグリジャパン	一般技術職	35以下	175～260

(常用)

令和5年1月5日現在

事業所名	職種	年齢	賃金(千円)
湯快リゾート(株) 三好屋	ホテル運営職/総合職	59以下	220～351
	調理スタッフ/総合職	59以下	220～351
	施設管理スタッフ/総合職	59以下	220～351
湯村温泉とみや	調理師	64以下	250～350
(株)コメリ	販売・店舗運営職・幹部候補	35以下	183～233

(パート)

事業所名	職種	年齢	時給(円)
(町内全域)			
たじま農業協同組合	訪問介護員	不問	1,080～2,180
(浜坂地域)			
アイガモの谷口	作業員	不問	960
杉本生花店	生花販売全般	59以下	960
(株)但馬銀行	一般事務補助	不問	960～1,000
浜坂・魚と屋	守護係	18以上	1,200
	旅館業務全般	64以下	1,200～1,500
道の駅 浜坂の郷	レジ・調理補助・精肉販売補助	不問	960
(温泉地域)			
(株)朝野家	清掃係	不問	960
アトリエあとな	販売、接客	不問	960
(同)いなば	警備員	不問	1,250
(株)井筒屋	お食事会場スタッフ	不問	980
	販売接客スタッフ	不問	960
	ご案内スタッフ	不問	960～1,000
	電話オペレーター	不問	960
	客室片付け・準備スタッフ	不問	960
	浴場管理業務	不問	960～1,200
全但バス(株)	バス運転手	不問	1,000～1,200
社会福祉法人 徳和会	介護職	不問	965
	調理業務	不問	965
	看護師	不問	1,450～1,600
(株)西沢製作所	配送運転手	不問	960～1,100
合同会社ハートフル	言語聴覚士	不問	1,300～1,800
	作業療法士	不問	1,300～1,800
	理学療法士	不問	1,300～1,800
	看護師	不問	1,300～1,800
湯快リゾート(株) 三好屋	キッチンスタッフ(補助)	不問	960～1,060
	レストランサービススタッフ	不問	960～1,060
	売店スタッフ	不問	960
	フロントスタッフ	不問	960～1,060
	洗い場スタッフ	不問	960
湯村温泉とみや	旅館業務全般	64以下	1,300

サンシーホール浜坂では、ハローワークから定期的に求人情報が届き、閲覧ができます。

▼開館時間 午前8時30分～午後8時(※土・日・祝日は休館)

▼問合せ サンシーホール浜坂 TEL 82-1735

野草散歩 (146)



オニノゲジ (キク科)

2月は節分で始まります。3日は立春の前日にあたり、家の邪気(鬼)を払って春を迎える準備をします。「鬼は外」とまく豆は、魔(ま)を滅(め)する意味があり、玄関に飾る目刺しは邪気が入るのを防ぐなどの意味があります。鬼は中国由来で、人は死後、魂は天上へ昇って神となり、肉体は地上に留まって鬼となるという説があるそうですが、日本へ伝来後、長い歴史の中で鬼も様々な変化、多様化してきました。

植物の名前にも、大きな、すごい、荒々しいという意味で名づけられたものがあり、「鬼ユリ」「鬼ノゲシ」「鬼タビラコ」のように鬼がついた名前のものがいくつかあります。

オニノゲシ(鬼野芥子)はヨーロッパ原産の帰化植物で、空き地や道端などで見られるキク科の二年草です。草丈は50～100cm、茎は中空で多くの稜(縦すじ)があり、傷つけたりすると白い液が出ますが、液は触れても一応無害です。葉は濃い緑色で光沢があり、長さ15～25cmで基部は衿のように丸く茎を抱いています。葉の周囲は鋸歯縁で先は鋭いとげ状になっており、触ると痛い(とつ)です。花は茎先や葉腋(ようえき)に花柄をだし、数個の黄色い頭花(とうか)をつけます。頭花は舌状花の集まりで直径2cm、花を包む総苞片(そうほうへん)は花と同長で1cm、総苞の下部は受粉後膨らみます。

花期は4月から10月頃まで長く咲きますが、よく見かけるノゲシは茎を抱く葉の先が三角形をしていることと、全体により小さい感じ、光沢が無い点で本種と区別できます。果実は長さ2.9mmで、冠毛は8mm。種は綿毛と共に風に乗って気ままに運ばれていきます。

文・写真 中澤 博子さん

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の納付方法として「2年前納」があります！

平成29年4月から、口座振替に加えて現金・クレジットカード納付についても、割引額より大きな2年前納がご利用いただけるようになりました。

◎2年前納のメリット

▽2年間の割引額

口座振替・納付額 381,530円(15,790円割引)

現金及びクレジットカード・納付額 382,780円(14,540円割引)

▽原則2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象となりますが、各年分の保険料に相当する額を各年に控除することもできます。

▽口座振替をご利用することにより、納め忘れを防ぐことができます。

※割引額のない2年間の保険料は397,320円です。

◆現金(納付書)による前納

・任意の月から翌年度末までの前納が可能です。

・最大で4月分から翌々年3月分までの2年分の前納ができます。(令和5年3月末までは、最大で令和6年3月分までの前納が可能)

◆クレジットカードによる前納

口座振替による2年前納と同じく、4月分から翌々年3月までの保険料を4月末に納付いただきます。

☞2年前納にはお申込みが必要です。お申込み期限は毎年2月末まで(必着)となります。

◆注意事項

①上記割引額は、令和4年度の保険料額を元にした目安額です。国民年金保険料額は法律に基づき、物価や賃金の伸びに合わせて毎年度調整されており、令和5年度の保険料額は2月下旬に告示される予定です。

②実際に口座から引き落としされる金額は「国民年金保険料口座振替額通知書」で確認できます。

③残高不足等で口座振替ができなかった場合には、翌年3月までの間、自動的に割引のない翌月末振替(口座振替)となります。

④2年前納期間中に60歳到達、任意加入期間の終了により資格喪失予定年月日が確定している場合の前納期間は資格喪失予定年月日の前月までとなります。

☞クレジットカード納付をご希望の方またはクレジットカードの有効期限を迎える方、現金での納付希望の方は、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

－問合せ－

日本年金機構豊岡年金事務所 TEL(0796)22-0948

◇平日 午前8時30分～午後5時15分(祝祭日等を除く)

◇週末相談(第2土曜日) 午前9時30分～午後4時

「2月のおすすめの本」 ご案内



青の刀匠

天沢夏月 著 / ポプラ社

火事で全てを失った男子高校生のコテツは、刃田かがりという老婦に引き取られることになった。その老婦は日本で唯一といえる女性の刀鍛冶だった。コテツはかがりや弟子たちと関わるうちに刀鍛冶に興味を持ち始める。少年の心が熱に溶かされ形を変えていく成長小説。



日本に住んでる世界のひと

金井真紀 文・絵 / 大和書房

学ぶため、稼ぐため、外国への憧れ、命の危険から自分を守るため、など様々な理由で日本に住んでいる外国人18組20人のカラフルな生活物語。世界中で起こっている出来事や問題に驚かされる一冊。



ジブリパーク公式ガイドブック

株式会社ジブリパーク 著 / 中日新聞社出版部

令和4年11月に開園した、話題のジブリパーク！第1期開園の3エリアの秘密などを紹介。公園全体とジブリの大倉庫の地図やグッズ・周辺の観光ガイドなども収録されている。オールカラーなので、見るだけでもわくわくする魅力たっぷりな一冊。

それで、いい！

磯みゆき 作 / ポプラ社

絵を描くことが大好きなきつねは、展覧会に向けてすごい絵を描こうと意気込んでいました。何を描いても何枚描いても気に入らず苦しくなってきました。そんな時、うさぎに「きつねちゃんの絵大好き」と言われ、絵を描く気持ちを思い出しました。この絵本は「あなたのままでいい」と語りかけています。



女王さまのワードローブ

ケイト・ヒンドレー 絵 / BL出版

きらびやかなドレスや洗練されたスーツ、王冠などの装飾品といった「女王という仕事」をするための服から普段着まで、世界で最も長く王位に就いたエリザベス女王の人生を、服を通して時代とともにたどる伝記絵本。



加藤文太郎 記念図書館

TEL (0796) 82-5251

おはなし会

- ◆ 2月11日(土) 午前10時30分～
『せかいでいちばんおおきなネコ』他
- ◆ 2月25日(土) 午前10時30分～
『もっとおおきなたいほうを』他

大人が楽しむおはなし会

- いろいろな昔話や参加者の体験した面白エピソードなどを、みなさんと楽しみましょう。ご参加をお待ちしています。
- ◆ 2月17日(金) 午前10時30分～
『温泉の秘話やエピソード』他

プログラミング実習室「ぶんちゃんラボ」

- ◆ 2月19日(日) 午後1時30分～3時
対象：プログラミングに興味があり、利用者登録されている小中学生・高校生(経験不問)
参加料：無料
定員：5名(先着順)
持ち物：図書利用カード・できればノートパソコンやタブレット(会場に若干数のパソコンを用意しています)
申込期限：2月18日(土)

移動図書館「ささゆり号」 運行日の変更について

- 2月の運行日程を次のとおり変更します。
- ◆ 変更内容
 - ・温泉地域 岸田～千谷方面
2月24日(金) → 2月20日(月)
- ※運行時間に変更はありません。
お間違いないようお願いいたします。

休館日のお知らせ

2月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

は休館日

【開館時間】 月～金曜日 午前10時～午後6時
土・日曜日 午前10時～午後5時

新温泉町文化会館だより

—問合せ— 新温泉町文化会館 TEL 82-3328

令和4年度「第30回近隣文化祭」を開催しました

毎年12月4日から12月10日の一週間は国（法務省）が定めた「人権週間」です。

文化会館では、毎年この期間中に近隣10町内会や文化会館運営委員会、文化会館教室生等が実行委員会となって「近隣文化祭」を実施しています。

本年度は、第30回近隣文化祭（サブテーマ：～人と人、地域をつなぐ～）を12月4日（日）に開催し、約200名の地域住民の方々に交流を深めていただきました。

文化会館1階ホールでは、小原流によるオンシジューム、ガーベラ、バラ、デンファレなどの洋花を使った生け花が会場を彩り、作品展示では文化会館教室生や地域住民の方たちが製作したブーゲンビリア、ハナミズキ、花札ごよみなどの和紙折り紙、大皿、銘々皿などの陶芸作品、写真、切り絵、短歌、つまみ細工など多くの素晴らしい作品が披露されました。

バザーでは、料理教室生の皆さんに作っていただいた但馬牛を使用したコクのあるカレーライス、季節野菜のかき揚げうどん、丹波黒豆を使用した黒豆寿司、日高昆布と鰹節で出汁をとったまろやかな味のきつねうどんが提供され大変美味しくいただきました。

さらに、着付け教室講師に着付けをしていただいた茶道教室生による盆略点前によって、厳かな雰囲気の中かでとても美味しいお茶をいただきました。

2階大会議室では、焙煎珈琲教室生がモカ、パプアニューギニア、コロンビア、ブラジルなどの生豆を焙煎し、とても香り豊かな珈琲を提供してくれました。

珈琲の香りに包まれた大会議室のステージでは、浜坂中学校のひまわり学級生が転地学習で訪れた岡山長島愛生園での学習成果を発表し、浜坂北小学校のささゆり学級生は青い鳥学級との交流会やインドネシアの人たちとの交流会の様子などを発表してくれました。

さらに、「令和4年度少年の主張兵庫県大会」に但馬地区代表として出場し、最優秀賞の「知事賞」を受賞した夢が丘中学校3年生の松井瞬さんには受賞作品『見た目問題』を、また、全国中学生人権作文コンテスト兵庫県大会で「男女共同参画委員会賞」を受賞した浜坂中学校3年生の福原唯さんには受賞作品『男女共同参画について』を発表していただきました。

子どもたちの発表が会場全体を感動の渦に包み、大変素晴らしいステージ発表となりました。ありがとうございました。



税務署からのお知らせ

▼問合せ 豊岡税務署 個人課税第1部門 TEL(0796)22-2144

さあ、自宅でe-Tax!! 確定申告書等作成コーナーから!
～パソコンやスマホを使って申告してみませんか?～

○ICカードリーダーライタなしでe-Tax!

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ(マイナンバーカード読み取り対応)で読み取れば、マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます。



○スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます。

○令和4年分から青色申告決算書・収支内訳書がスマホでも作成可能

令和4年分所得税等の申告・納期限及び口座振替日について

税種別	申告・納期限	口座振替日
所得税及び復興特別所得税	3月15日(水)	4月24日(月)
消費税及び地方消費税 (個人事業者)	3月31日(金)	4月27日(木)
贈与税	3月15日(水)	—

※所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税には、便利で安全・確実な口座振替のご利用をお勧めします。ご利用に当たっては、事前に振替依頼書を提出していただく必要があります。

《税務署で確定申告書の作成・相談を希望される方へ》 確定申告会場の開設

- ▼とき 2月16日(木)～3月15日(水)の平日
午前8時30分～午後4時(午前9時相談開始)
- ※混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合がありますので、ご了承ください。
- 確定申告会場では、スマートフォンを利用した申告書の作成を推進しています。
 - 医療費控除を受けられる方は、医療を受けた方の名前、医療機関名ごとに、支払った1年間の金額をまとめた医療費の明細書を作成の上、ご持参ください。
 - 確定申告会場での感染症対策にご協力ください。
 - ・混雑緩和のため、会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券は、LINEによる事前発行及び税務署での当日発行を行っています。
 - ・ご来場の際は、マスクの着用をお願いします。
 - ・ボールペンなどの筆記用具・計算器具等をご持参ください。
 - ・ご自宅からスマートフォンやパソコンによるe-Taxでの申告をご検討ください。

《事業者の方へ》 令和5年10月から インボイス制度が始まります!

- 制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則、3月31日までに登録申請が必要です。
 - 登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
 - 登録申請の手続きは、e-Taxが便利です。e-Taxで申請した場合、登録通知を電子データで受け取ることができます。
- ※マイナンバーカードをお持ちの個人事業者の方は、スマートフォンからでもe-Taxで申請できます。



インボイス制度
特設サイト



チャットボット

制度についての一般的なご質問は、チャットボットに入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

～令和5年度 町民税・県民税・国民健康保険税の申告について～

従来、町民税・県民税、国民健康保険税の申告書は、各区長・町内会長にご協力いただきながら全戸配布していましたが、昨年より、前年に町申告書にて申告をされた方、昨年18歳になられた方（国民健康保険加入者）にのみ、郵送にて申告書をお送りするよう変更しました。新たに申告が必要となる方は、下記手引き等を参考に別添の申告書で作成願います。提出は3月15日（水）までに税務課、又は温泉総合支所地域振興課へお願いいたします。

今から申告の準備をしましょう。申告相談会場と日程は下記のとおりです。

期 間	2月16日（木）～3月15日（水）の平日	
会 場	浜坂多目的集会施設 及び 新温泉町民センター	
受付時間	午前の部	午後の部
	8:00 ～ 11:00	11:00 ～ 15:00
相談時間	8:30 ～	13:00 ～
※土曜・日曜・祝日の申告相談はありません。 ※感染症予防対策のため、ご来場の際は必ずマスクの着用をお願いいたします。 ※新温泉町に住民登録のない方につきましては相談をお受けできません。		

令和5年度 町民税・県民税申告書の手引き

令和5年度の町民税・県民税は、前年（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の所得に基づき課税されます。

令和4年分の所得について、この「申告書の手引き」をお読みの上、3月15日までに申告をお済ませください。

1 町民税・県民税の申告が必要な方

◎令和5年1月1日現在、新温泉町に住んでいる方

(1) 給与所得者で次に該当する方

①勤務先から新温泉町へ給与支払報告書の提出がされていない方（勤務先に確認してください）

※パート、アルバイト等の収入含む（退職分も含む）

※年末調整をしても給与支払報告書の提出がされていない場合がありますので、ご注意ください

②給与所得以外に所得がある方（営業等、農業、不動産、雑（公的年金等含む）、配当、一時所得など）

※所得が給与と公的年金のみの方で、新温泉町に給与支払報告書と年金支払報告書が提出されている場合は、申告は不要です

③前年中に会社等を退職された方（前年中に再就職され、退職分を含め年末調整をされた方は必要ありません。ただし、①の場合もありますのでご注意ください）

(2) 給与所得者以外で営業等、農業、不動産、雑（公的年金等含む）、配当、一時などの所得があった方

(3) 所得の有無にかかわらず、国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方（未申告の場合は、軽減判定されませんのでご注意ください）

(4) 前年中に収入がなく、町民税・県民税の非課税証明書の発行が必要な方

2 町民税・県民税の申告をしなくてよい方

(1) 収入が給与のみの方で、勤務先から新温泉町へ給与支払報告書の提出があった方

(2) 収入が公的年金等のみの方で、年金支払者から新温泉町へ年金支払報告書の提出があった方

※公的年金等の収入が400万円を超える方や国外で支払われた年金を受給されている方は、原則確定申告が必要です

(3) 令和4年分所得税の確定申告書を提出する方

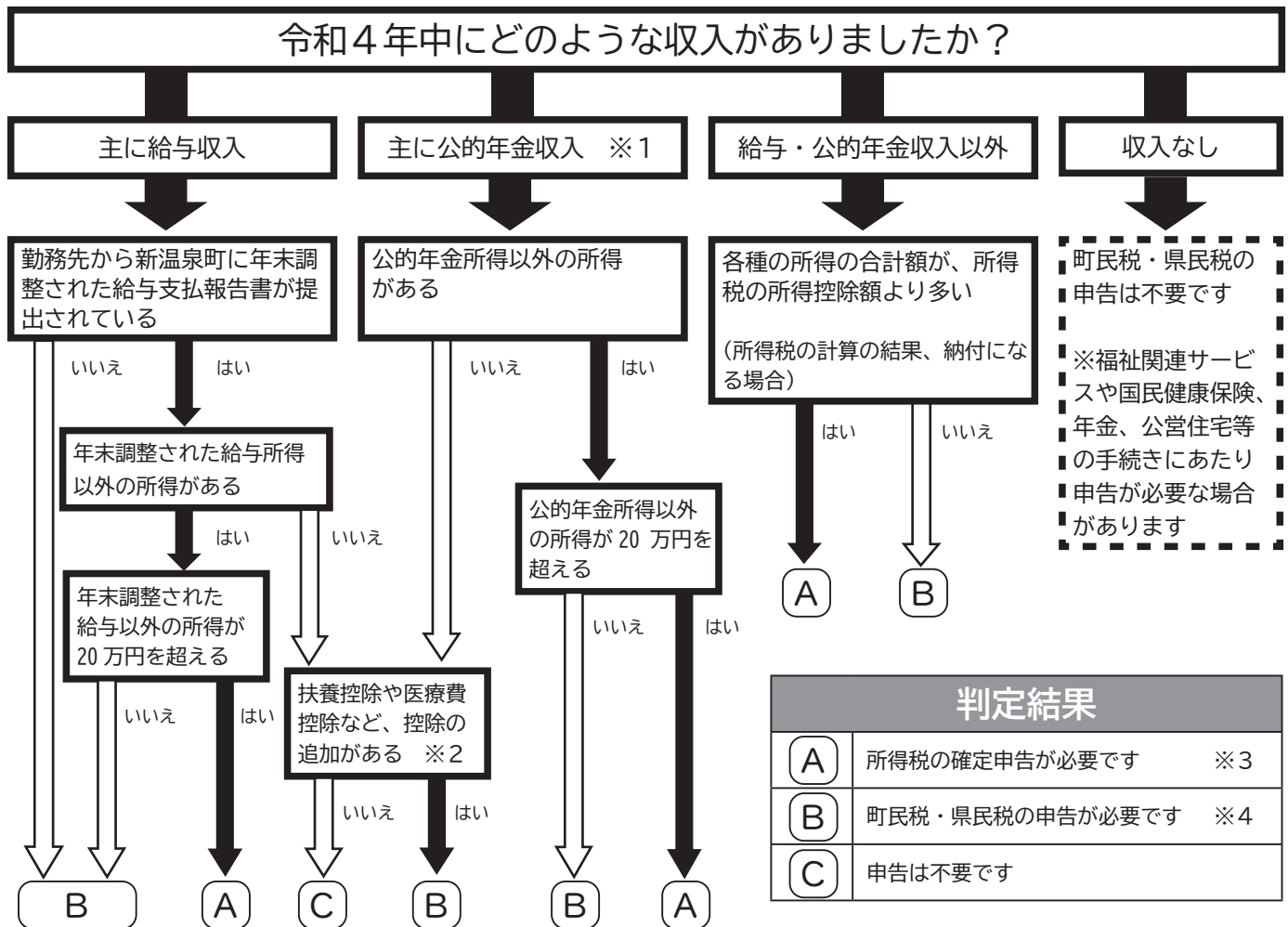
(4) 所得が38万円以下の方

(5) 障害年金・遺族年金・失業給付金・扶助料等の非課税所得のみの方

※(1)、(2)の方で、控除を追加する場合は、確定申告等が必要です

3 申告要否フローチャート

このフローチャートは町民税・県民税の申告が必要かどうかの目安です。
収入や控除等の状況により異なる場合がありますので、参考としてご利用ください。



※1 公的年金等の収入が400万円を超える方や国外で支払われた年金を受給されている方は、原則確定申告が必要です

※2 控除を追加しても、税額が変わらない場合があります (例) 非課税の方、均等割のみの方

※3 所得税の確定申告をする方は、原則町民税・県民税の申告は不要です

※4 所得税の還付を受けるには、確定申告が必要です。

4 申告に必要なもの

- ①町民税・県民税申告書 (別添申告書又は直接郵送で届いた申告書)
- ②マイナンバーカード (お持ちでない方は通知カード + 運転免許証、保険証等)
- ③収入がある方⇒給与・年金の源泉徴収票 (源泉徴収票の発行が行われない場合は給与明細書)、報酬の支払調書、収支の内訳がわかる帳簿等 ※複数箇所からの支払がある場合はすべて
- ④医療費控除を受ける方⇒医療費控除の明細書、医療費通知
- ⑤社会保険料控除を受ける方⇒社会保険料 (国民健康保険税・介護保険料等) の領収書や支払った金額が確認できる書類
- ⑥生命保険料・地震保険料控除を受ける方⇒生命保険料・地震保険料の控除証明書
- ⑦障害者控除を受ける方⇒障害者手帳など
- ⑧その他控除に必要な書類

申告書の書き方

申告書の番号にそって説明しておりますので該当するところに記入してください。

住所、氏名、生年月日、電話番号、業種又は職業、世帯主の氏名、世帯主の続柄などを正しく記入してください。

令和5年度分 町民税・県民税 国民健康保険税 申告書

申告期限は 3月15日(水)です。

整理番号, 業種又は職業, 電話番号, 個人番号, 続柄

現住所, 5年1月1日現在の住所, 提出年月日, 氏名, 生年月日, 世帯主の氏名

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除, 生命保険料控除, 地震保険料控除, 障害者控除, 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者控除, 扶養控除

16歳未満の扶養親族 (控除対象外)

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号および住所を記入してください。

雑損控除, 医療費控除

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

(切り取らないでください。)

令和 年度分市町村民税・道府県民税申告書受付書

Table with columns for 1 収入金額等, 2 所得金額, 4 所得から差し引かれる金額, and rows for various income and deduction categories.

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与と所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) / 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

※ 特殊事由

確定申告 有 無, 還付, 納付, 所得税額

受付, 検算, 費入

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」を
あわせて提出してください。
この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要はありません。

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給 円	勤務日数	月 収 円
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞 与 等				円
合 計				円
勤務先所在地				
勤務先名				
電話番号				

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費 円	青色申告特別控除額 円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額 円	必要経費 円
		.		
		.		
		.		
		.		
			国外株式等に係る外国所得税額	

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	収入金額 円	必要経費 円	差引金額 (収入金額-必要経費) 円	特別控除額 円	所得金額 (差引金額-特別控除額) 円
	長期					イ
一時					ハ	
ニ 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]						

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のコに、ハの金額を表面のサに記入してください。右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与(控除)額	従事月数
1						
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与(控除)額	従事月数
2						
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与(控除)額	従事月数
3						
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与(控除)額	従事月数
所得税における青色申告の承認の有無		承認あり・承認なし		合計額		

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額 円
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	損失額、被災損失額(白) 円
前年中の開(廃)業	開始・廃止 月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	住所
1			
フリガナ	氏名	個人番号	住所
2			
フリガナ	氏名	個人番号	住所
3			
フリガナ	氏名	個人番号	住所

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額 控 除 額	円
株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額	

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県・市区町村分(特別控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級 度	別居の場合の住所
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級 度	別居の場合の住所
個人番号							

◎所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類			所得金額の計算方法
①・②	事業所得	事業（農業や営業等）をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額 ※農業所得（R4）における家事用等の消費・保有に係る米単価は玄米@ 6,300円/30kg紙袋（210円/kg）で計算してください。 ※帳簿の作成・保存がない場合、雑所得に区分されます。
③	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
④	利子所得	公債、社債などの利子	収入金額＝利子所得の金額
⑤	配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
⑥	給与所得	サラリーマンの給料、賞与、賃金など	収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額
⑦・⑧・⑨	雑所得	⑦公的年金等、⑧業務（原稿料等）、⑨その他（生命保険契約に基づく年金等）他の所得にあてはまらない所得	次の⑦～⑨の合計額＝雑所得⑩ ⑦ 公的年金等の収入額－公的年金等控除額 ⑧⑨ 雑所得の収入金額－必要経費
⑪	譲渡所得	土地などの財産を売った場合などに生じる所得	収入金額－資産の取得価格などの経費－特別控除額＝譲渡所得の金額
	一時所得	懸賞に当たった場合などに生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額

◎給与所得の速算表

下記の表に基づき、給与等の収入金額より給与所得金額を求めることができます。

給与等の収入金額の合計額	給与の所得金額
～ 550,999円	0円
551,000円～ 1,618,999円	収入－550,000円
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～ 1,799,999円	収入÷4を千円未満切捨て×2.4＋100,000円
1,800,000円～ 3,599,999円	収入÷4を千円未満切捨て×2.8－80,000円
3,600,000円～ 6,599,999円	収入÷4を千円未満切捨て×3.2－440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円	収入×0.9－1,100,000円
8,500,000円～	収入－1,950,000円

◎公的年金等に係る雑所得の速算表

下記の表に基づき、公的年金等の収入金額より公的年金所得金額を求めることができます。

公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等の所得金額	
	65歳未満 (昭和33年1月2日以降生まれ)	65歳以上 (昭和33年1月1日以前生まれ)
～ 1,300,000円	収入－600,000円	収入－1,100,000円
1,300,001円～ 3,299,999円	収入×0.75－275,000円	
3,300,000円～ 4,099,999円	収入×0.75－275,000円	
4,100,000円～ 7,699,999円	収入×0.85－685,000円	
7,700,000円～ 9,999,999円	収入×0.95－1,455,000円	
10,000,000円～	収入－1,955,000円	

番号	控除の種類	控除額の計算方法																										
⑬	社会保険料控除等	支払金額																										
⑭	小規模企業共済掛金等控除額	支払金額																										
⑮	生命保険料控除	<p>生命保険料控除 = 生命保険料の控除額 + 介護保険料の控除額 + 個人年金保険料の控除額の合計（上限 70,000 円）</p> <p>計算式①新生命保険料、介護保険料又は新個人年金保険料を支払った場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000 円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000 円を超え 32,000 円以下</td> <td>支払金額合計 × 0.5 + 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>32,000 円を超え 56,000 円以下</td> <td>支払金額合計 × 0.25 + 14,000 円</td> </tr> <tr> <td>56,000 円を超え</td> <td>一律 28,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>計算式②旧生命保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000 円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,000 円を超え 40,000 円以下</td> <td>支払金額 × 0.5 + 7,500 円</td> </tr> <tr> <td>40,000 円を超え 70,000 円以下</td> <td>支払金額 × 0.25 + 17,500 円</td> </tr> <tr> <td>70,000 円を超え</td> <td>一律 35,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※生命保険・個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>新契約のみ適用</td> <td>①の計算により算出した金額（上限 28,000 円）</td> </tr> <tr> <td>旧契約のみ適用</td> <td>②の計算により算出した金額（上限 35,000 円）</td> </tr> <tr> <td>両方適用</td> <td>①、②それぞれの計算により算出した金額の合計額（上限額 28,000 円）</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の金額	控除額	12,000 円以下	全額	12,000 円を超え 32,000 円以下	支払金額合計 × 0.5 + 6,000 円	32,000 円を超え 56,000 円以下	支払金額合計 × 0.25 + 14,000 円	56,000 円を超え	一律 28,000 円	支払った保険料の金額	控除額	15,000 円以下	全額	15,000 円を超え 40,000 円以下	支払金額 × 0.5 + 7,500 円	40,000 円を超え 70,000 円以下	支払金額 × 0.25 + 17,500 円	70,000 円を超え	一律 35,000 円	新契約のみ適用	①の計算により算出した金額（上限 28,000 円）	旧契約のみ適用	②の計算により算出した金額（上限 35,000 円）	両方適用	①、②それぞれの計算により算出した金額の合計額（上限額 28,000 円）
支払った保険料の金額	控除額																											
12,000 円以下	全額																											
12,000 円を超え 32,000 円以下	支払金額合計 × 0.5 + 6,000 円																											
32,000 円を超え 56,000 円以下	支払金額合計 × 0.25 + 14,000 円																											
56,000 円を超え	一律 28,000 円																											
支払った保険料の金額	控除額																											
15,000 円以下	全額																											
15,000 円を超え 40,000 円以下	支払金額 × 0.5 + 7,500 円																											
40,000 円を超え 70,000 円以下	支払金額 × 0.25 + 17,500 円																											
70,000 円を超え	一律 35,000 円																											
新契約のみ適用	①の計算により算出した金額（上限 28,000 円）																											
旧契約のみ適用	②の計算により算出した金額（上限 35,000 円）																											
両方適用	①、②それぞれの計算により算出した金額の合計額（上限額 28,000 円）																											
⑯	地震保険料控除	<p>支払った保険料の区分</p> <p>地震保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000 円以下</td> <td>支払金額 × 0.5</td> </tr> <tr> <td>50,000 円を超え</td> <td>25,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>長期損害保険契約等に係る旧長期損害保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,000 円を超え 15,000 円以下</td> <td>支払金額 × 0.5 + 2,500 円</td> </tr> <tr> <td>15,000 円を超え</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地震保険料控除とともに適用する場合には、地震保険料控除とあわせて限度額 25,000 円となる。</p>	支払金額	控除額	50,000 円以下	支払金額 × 0.5	50,000 円を超え	25,000 円	支払金額	控除額	5,000 円以下	全額	5,000 円を超え 15,000 円以下	支払金額 × 0.5 + 2,500 円	15,000 円を超え	10,000 円												
支払金額	控除額																											
50,000 円以下	支払金額 × 0.5																											
50,000 円を超え	25,000 円																											
支払金額	控除額																											
5,000 円以下	全額																											
5,000 円を超え 15,000 円以下	支払金額 × 0.5 + 2,500 円																											
15,000 円を超え	10,000 円																											
⑰	寡婦控除	<p>ひとり親控除に該当しない納税義務者が寡婦である場合：26 万円</p> <p>①夫と離婚した後再婚していない者のうち、下記の要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 扶養親族を有すること。 ロ 合計所得金額が 500 万円以下であること。 ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。 <p>②夫と死別した後、婚姻していない者又は夫の生死が明らかでない者のうち、上記のロ、ハの要件を満たす者</p>																										
⑱	ひとり親控除	<p>納税義務者がひとり親である場合：30 万円</p> <p>ひとり親とは、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者で、下記の要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> イ その者と生計を一にする子（※所得金額の合計額が 48 万円以下のもの）を有すること。 ロ 合計所得金額が 500 万円以下であること。 ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。 																										
⑲	勤労学生控除	<p>納税義務者が勤労学生である場合：26 万円</p> <p>勤労学生とは、大学、高等学校などの学生や生徒など一定の者で給与所得等を有する者のうち、合計所得金額が 75 万円以下で、その合計所得金額のうち給与所得等以外の所得の合計額が 10 万円以下の者をいう。</p>																										
⑳	障害者控除	<p>あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>本人</th> <th>控除対象配偶者 または扶養親族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者</td> <td>26 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>30 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>—</td> <td>53 万円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	控除額		本人	控除対象配偶者 または扶養親族	障害者	26 万円		特別障害者	30 万円		同居特別障害者	—	53 万円												
区 分	控除額																											
	本人	控除対象配偶者 または扶養親族																										
障害者	26 万円																											
特別障害者	30 万円																											
同居特別障害者	—	53 万円																										

番号	控除の種類	控除額の計算方法					
⑳ ～ ㉒	配偶者（特別） 控除	本人と生計を一にする配偶者の所得金額の合計額に基づき、次の表で求めた金額。					
		配偶者の所得金額の合計額		納税義務者本人の所得金額の合計額			
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
		配偶者控除	70歳未満	48万円以下	33万円	22万円	11万円
			70歳以上	48万円以下	38万円	26万円	13万円
		配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	
			100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
			105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
			110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
			115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下	11万円		8万円	4万円			
125万円超 130万円以下	6万円		4万円	2万円			
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円				
	133万円超	0円	0円	0円			
㉓	扶養控除	区 分	控除額				
		一般の控除対象扶養親族（※1）	33万円				
		特定扶養親族（※2）	45万円				
		老人扶養親族（※3）	同居老親以外の者	38万円			
		同居老親等（※4）	45万円				
注）合計所得金額が48万円以下のもの							
㉔	基礎控除	合計所得金額	基礎控除額				
		2,400万円以下	43万円				
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円				
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円				
	2,500万円超	適用なし					
㉖	雑損控除	（損害金額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額×10%） または（災害関連支出の金額－5万円）のうちいずれか高い方の金額					
㉗	医療費控除	（支払った医療費－保険金などで補てんされる金額）－（10万円と総所得金額等の合計額⑫の5%の いずれか低い金額）（限度額200万円） ※自己または自己と生計を一にする配偶者やその他親族のために、前年中に支払った医療費が対象 以下に該当する場合は、給与所得の金額から所得金額調整控除の金額が控除されます。					
裏面 16	所得金額 調整金額	①給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 ア 本人が特別障害者に該当している。 イ 年齢23歳未満の扶養親族を有している。 ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有している。 算式＝（給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%					
		②給与と所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、 給与と所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える場合 算式＝（給与と所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等 に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円））－10万円					

問合せ 税務課 TEL 8 2 - 3 1 1 3

I N F O R M A T I O N

わがまち
“新温泉”
くらしの情報

ご案内

八田コミュニティセンター
カメラ講座生写真展

八田コミュニティセンターでカメラ講座がスタートしてから今年で14年目になります。今年度も受講生が撮影した写真作品の展示会を行います。

▼とき 2月5日(日)～19日(日)

午前9時～午後4時30分

※毎週月曜日は休館日

▼内容 八田コミセン・カメラ講座受講生が令和4年度に撮影した写真作品の展示

▼入場料 無料

▼ところ・問合せ

八田コミュニティセンター

Tel 93-0888

浜坂高校地域貢献事業
「第25回浜っ子アート展」

県立浜坂高等学校の地域貢献事業の一環として、地域で子どもを育てる体制をさらに高めるため、町内の認定こども園、小学校、中学校、高等学校の児童・生徒等の絵画作品など約100点を展示します。

▼とき

1月28日(土)～2月23日(木・祝)

午前9時～午後5時

※1月28日(土) 午前10時～、浜坂高校の麒麟獅子倶楽部による演舞などを行います。

※最終日は午後1時まで

※毎週木曜日は休館日(2月23日(木・祝)は開館し、翌日24日(金)が休館日となります。)

▼ところ・問合せ 浜坂先人記念館

Tel 82-4490

多文化共生サポーター
養成講座

にほんご広場ハピタンでは、町内に住む外国人住民がより暮らしやすくなるためにサポートする「多文化共生サポーター」の仲間を募集しています。

▼とき・内容

◇第1回(日本語教授法研修)
2月5日(日) 午後1時～4時

◇第2回(異文化理解ワークショップ)
2月18日(土) 午前10時～正午

※どちらか一つだけのご参加でも大丈夫です。お気軽にご参加下さい

▼ところ 文化会館2階

▼講師 姚瑤さん(芸術文化観光専門職大学専任講師)

▼参加料 無料

▼申込み・問合せ

にほんご広場ハピタン 松岡千都
Tel 090-3688-4200
メール chitonchapo@gmail.com

夢ホール寄席
落語家 桂吉弥 独演会

上方落語に吉弥あり！大人気の桂吉弥が再び新温泉町にやってきます。魅力たっぷりの吉弥ワールドにみなさんでお越しください。

▼とき 3月21日(火・祝)
午後2時開演
(午後1時30分開場)

▼ところ 夢ホール

▼入場料 大人2000円
高校生以下500円
(当日券は300円増)

※未就学児の来場はご遠慮ください。

▼チケット販売 2月8日から

▼販売場所 夢ホールプレイガイド

▼申込み・問合せ

温泉公民館
Tel 92-1870



第29回 高齢者交流会

▼とき 2月16日(木)

午前10時～午後1時

▼ところ 文化会館2階 大会議室

▼内容

- ①健康講座(健康福祉課)
 - ②防犯・交通安全講座(美方警察署)
 - ③人権啓発ビデオの上映
 - ④手作り弁当の提供
- (文化会館料理教室)

▼対象者 70歳以上の方

※どなたでもお気軽にご参加ください。

▼参加費 400円(昼食代として)

※参加費は申込み時に文化会館まで

お願いいたします。

※来館前の体温測定や会場内でのマ

スク着用にご協力をお願いします。

▼申込期限 2月9日(木)

▼申込み・問合せ

文化会館 TEL82-3328

お知らせ

年金相談

日本年金機構豊岡年金事務所の職員が年金について相談に応じます(完全予約制)。年金加入、受給に関すること等、何でもお気軽にご相談ください。

▼とき 3月9日(木)

午前10時～午後4時

▼ところ

浜坂多目的集会施設 小会議室

▼予約・問合せ

日本年金機構 豊岡年金事務所

TEL(0796)22-0948

(ナビダイヤル1番↓ナビダイヤル2番)

※新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止に伴い、中止もしくは延期する場合がございます。

岸田川クリーン作戦

新温泉町のシンボルである「岸田川」や世界ジオパークに認定されている「山陰海岸」の良好な景観や地域の環境美化を推進するため、住民のボランティアにより、ポイ捨てなどの不法投棄ゴミや海岸漂着物を回収します。

多数のご参加をいただきますようお願いいたします(事前申込不要)。

▼とき 3月4日(土)

午前8時20分～

(作業は午前8時30分～9時30分)

※少雨決行

※荒天の場合は、3月11日(土)に延期(延期の場合は、前日の午後

に防災行政無線でお知らせします。)

▼受付場所

岸田川白馬橋付近

▼実施場所 岸田川沿い両岸

(岸田川河口～清富橋～福富橋)

▼持ち物 マスク、軍手、長靴、雨具、タオル、防寒類、ひばし等

▼問合せ

町民安全課 生活環境係

TEL82-5621



I N F O R M A T I O N

子育てランド（2月）

	浜坂子育て支援センター TEL82-4152	温泉子育て支援センター TEL92-1095
利用時間	午前9時～11時30分、午後1時～3時	午前9時～11時30分、午後1時～3時
期日	行事予定	行事予定
	午後	午後
1日(水)	わくわくひろば	なかよしひろば
2日(木)	わくわくひろば	なかよしひろば
3日(金)	みんなで豆まき(午前10時20分～・要予約)	節分豆まき会(午前10時30分～・要予約)
6日(月)	わくわくひろば	大きくなったかな?
7日(火)	わくわくひろば	なかよしひろば
8日(水)	わくわくひろば	お話の会「紙ふうせん」(午前11時～)
9日(木)	わくわくひろば	なかよしひろば
10日(金)	わくわくひろば	なかよしひろば
13日(月)	わくわくひろば ひな人形制作(～28日)	なかよしひろば
14日(火)	わくわくひろば	なかよしひろば
15日(水)	わくわくひろば	なかよしひろば
16日(木)	わくわくひろば	なかよしひろば
17日(金)	子育て講座(午前9時30分～・要予約)	なかよしひろば
20日(月)	わくわくひろば	ひな人形制作はじまり
21日(火)	親子ふれあい講座(午前10時15分～・要予約)	なかよしひろば
22日(水)	わくわくひろば	なかよしひろば
24日(金)	わくわくひろば	なかよしひろば
27日(月)	わくわくひろば	なかよしひろば
28日(火)	わくわくひろば	なかよしひろば

※浜坂子育て支援センターの「わくわくひろば」は未登録の方や妊婦の方にもご利用いただけます。

※登録は随時受け付けています。

※都合により日程を変更することがあります。



まちの子育てひろば（2月）

ひろば名	期日	場所	内容	申込期限	申込先
諸寄まちの子育てひろば	20日(月) 午前10時～	明星認定こども園	ぶんちゃんのおはなしポケット	申込不要	明星認定こども園 TEL82-4831
大庭まちの子育てひろば	16日(木) 午前10時～	大庭認定こども園	体を動かして遊ぼう	13日(月)	大庭認定こども園 TEL82-1239
いちごくらぶ	4日(土) 午前10時～	浜坂東小学校体育館2階 ミーティングルーム	リズムあそび	1日(水)	いちごくらぶ TEL080-8525-5093
紙ふうせん	8日(水) 午前11時～	温泉子育て支援センター	絵本の読み聞かせ	申込不要	新温泉町社協地域福祉課 TEL92-1866

募集

企画課から 公募委員の募集について

新温泉町のまちづくりに広く町民の皆さんの意見を反映させ、町民の参画と協働による行政運営を進めるため、公募委員を募集します。

新温泉町 協働まちづくり委員会

各分野における各種団体の代表者など町が選任した委員とともに、新温泉町総合計画の実施に関すること、協働の基本的な考え方や基盤づくりに関すること等について協議していただきます。

◆応募期限 2月17日（金）必着

新温泉町 情報化推進委員会

各分野において職見を有する方など町が選任した委員とともに、本町の情報化の推進に必要な事項について協議していただきます。

◆応募期限 2月24日（金）必着

◎共通事項

- ▼応募資格 次の要件を満たす方
令和4年4月1日現在において、町内に住所を有する満18歳以上の方
応募日現在において、本町の審議会等の委員を3以上兼ねていない方
応募日現在において、本町の議会議員及び町職員でない方
平日の日中に年間回数程度、開催する委員会等に参加できる方
- ▼任期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- ◆募集人員 各2名程度
- ▼謝金等 規定により報償費・交通費を支払います。
- ◆応募方法 応募申込書を企画課または総合支所地域振興課へ持参、郵便または電子メールにより提出もしくはLINEアプリの応募フォームから申込み
※応募申込書は、町ホームページからダウンロードできます。
※提出された書類は返却しません。
- ▼LINEアプリからの応募方法
下記のQRコードから新温泉町を友だち追加↓メニュー↓くらしの情報↓暮らしの手続きから各委員応募をクリックし、必要事項を入力して送信します。

- ▼選考方法 提出書類について選考委員会にて審査・選考し、選考結果を3月下旬に文書で通知します。
- ◆応募先・問合せ
〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1
企画課 企画政策係
TEL 82-5624
電子メール
kikaku@town.shinonsen.lg.jp

<町ホームページ>



<LINE>



「開業医の手作り」健康 情報テレホンサービス

兵庫県保険医協会・健康情報テレホンサービスは、曜日毎にテーマをかえ、朝9時30分から翌朝9時30分まで24時間いつでも、3分間程度の開業医の手づくりによる健康・医療情報をテープで流しています。

▼専用電話番号

0120-979-451

(通話料無料)

▼問合せ 兵庫県保険医協会事務局

TEL (078) 393-1840

公立浜坂病院からのお知らせ

2月耳鼻咽喉科担当医表

公立浜坂病院 TEL 82-1611

月 日	医師名	専門分野	休診
1月31日(火) ~ 2月 3日(金)	西村 理宇	耳	-
2月 7日(火) ~ 2月 8日(水)	赤澤 和之	めまい	-
2月 9日(木) ~ 2月10日(金)	竹林 宏記	鼻	-
2月14日(火) ~ 2月17日(金)	貴田 紘太	腫瘍	-
2月21日(火) ~ 2月24日(金)	齋藤 孝博	鼻	23日(木・祝)
2月28日(火) ~ 3月 3日(金)	岡崎 健	鼻	-



◆兵庫医科大学耳鼻咽喉科の先生方です。変更がある場合はご了承ください。

令和5年度 就学援助制度のお知らせ

◆就学援助制度とは

お子さんの就学にあたり経済的理由によりお困りの児童生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な実施に資するため、学用品費・修学旅行費・給食費等の一部を支給する制度です。

◆就学援助を受けることができる世帯

町内に住所を有し、町立小学校または中学校に在籍する児童・生徒のうち、次のいずれかに該当する場合

①生活保護受給世帯

②世帯所得額が生活保護基準の1.3倍の額未満で生活保護に準ずる世帯と認められる世帯

※所得制限及び審査がありますので一定以上の所得がある方は対象になりません。

※新入学児童生徒学用品費の支給においては、令和5年度当初に町立小学校または中学校に入学予定の場合を含みます。

◆申請方法

申請書類に必要事項を記入し、学校へ提出
※申請書類は、こども教育課・各学校にあります。
※審査結果及び就学援助費の支給日等は郵送により通知します。

◆申込期限 随時受付

※年度当初から支給希望の方は、2月28日(火)

◆問合せ

こども教育課 こども育成係
Tel 82-5627

令和5年度 放課後児童クラブの利用児童募集

保護者が仕事などで昼間家にいない小学生を対象に、放課後・長期休業期間などに遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るために開設している「放課後児童クラブ」の令和5年度利用児童を募集します。

▼開設場所

- ・はまさか北児童クラブ(浜坂北小学校味道館)
- ・おんせん児童クラブ(保健福祉センターすこやか〜に)

▼開始日 4月1日(土)午前8時～

▼開設時間

◇月～金曜日 小学校終業時刻～午後6時

◇土曜日、小学校休業日(春、夏、冬)

午前8時～午後6時(希望により午前7時30分～)

※午後7時まで延長可(要事前申込み)

▼対象 小学1～6年生

▼定員 1か所につき、おおむね30人

▼利用料金 半日250円、1日500円

◇月ごとの負担限度額

(4、7、12、1、3月)…月額7,000円

(5、6、9、10、11、2月)…月額6,000円

(8月)…月額10,000円

◇利用料金の減免

(生活保護法に規定する要保護者)…全額免除

(生活保護法に規定する要保護者に準ずる世帯)…半額免除

▼その他費用

保険料(1人月額160円)、おやつ代(1回30円)、延長料金(1回250円)

▼移送サービス 平日の放課後は、児童の下校時刻に合わせ、各2便(低学年、高学年)運行します。

◇照来小⇒おんせん児童クラブ

◇浜坂西小⇒浜坂東小⇒浜坂南小

⇒はまさか北児童クラブ

※移送サービスに係る利用料金は無料です。

※移送順、運送時間等は変更することがあります。

※土曜日及び小学校休業日(春、夏、冬)は運行しません。

※児童クラブからの帰りは、保護者に迎えをお願いします。

▼申込期限 随時受付

※4月1日(土)から利用する場合は、2月13日(月)

▼申込み こども教育課または各児童クラブ

▼問合せ こども教育課 Tel 82-5627



浜坂先人記念館 以命亭展示募集

先人記念館は、町民の歴史、文化、芸術に関する関心を高めていただき、あわせて人づくりや町づくりを支援します。町民の教養及び文化活動の発表の場として、令和5年度の次の期間の展示利用を広く募集します。

- ▼募集内容
- ◇展示場所 以命亭ホール
- ◇展示期間 5月13日(土)～令和6年3月31日(日)
- ◇展示目安 写真・絵画・書作品展や講演会や演奏会、体験教室など
- ▼その他
 - ・町広報の掲載、報道機関へのPRは、先人記念館が行います。
 - ・展示期間は、申込順に調整。
 - ・展示内容によっては受付できないことがあります。
- ▼募集期間 随時受付中
- ※申込状況により、早めに締め切る場合があります。
- ▼申込み・問合せ
浜坂先人記念館
Tel 82-4490

新温泉町ミニバスケット ボール交流大会

放課後子ども教室活動の1年間の成果を発揮するとともに、地域住民や他地区児童との親睦・交流を図る機会として開催します。

- ▼とき 2月19日(日)
午前8時45分～午後2時
 - ▼ところ 浜坂北小学校体育館
 - ▼対象 町内の小学1～6年生
 - ▼募集チーム 4チーム(先着順)
※チーム編成は5名以上
 - ※男、女、混成チームでの申込可
 - ▼参加費 1人500円
(1日イベント保険料含む)
 - ▼申込方法 所定の申込用紙に必要な事項を記入し、申し込む。
 - ▼申込期限 2月10日(金) 必着
- ### ふれあい バスケットボール体験会
- ▼とき 2月19日(日)
午前11時15分～午後0時15分ごろ
 - ▼対象 町内の小・中学生
(当日午前10時受付・先着30名)
 - ▼講師 町内バスケットボール指導者
放課後子ども教室協働活動支援員
 - ▼申込み・問合せ
生涯教育課 Tel 82-5629

第17回新温泉町 バスケットボール大会

- ▼とき 3月5日(日) 午前8時30分～
- ▼ところ 浜坂体育センター
- ▼参加資格 町内在住・在勤の方
(高校生を含む)
- ▼参加料 1チーム2000円
(傷害保険料を含む)
- ▼申込期限 2月27日(月)
- ▼申込み・問合せ
新温泉町スポーツ協会
Tel 82-1616



ガーデニング (寄せ植え) 教室

- ▼とき 3月4日(土)
午前9時30分～
- ▼ところ 浜坂多目的集会施設
- ▼内容 花木を使った寄せ植え
- ▼参加費 2000円(容器、花代)
- ▼講師 杉本りつゑさん
(杉本生花店)
- ▼申込期限 2月17日(金)
- ▼申込み・問合せ
新温泉町花とみどりの里づくり推進協議会事務局(農林水産課内)
Tel 82-5626

普段よく食べる手羽先をつかって 骨格標本を作る科学実験

手羽先で骨格標本を作ろう

- ▼とき 2月4日(土)
午前11時～午後4時
- ▼ところ 諸寄基幹集落センター
- ▼講師 笈川慶司さん
(鳥取環境大学4年生)
- ▼対象 幼児～中学生(大人でも可)
- ▼定員 20名
- ▼参加費 一人1,000円
付き添い200円(保険代として)
- ▼後援 新温泉町教育委員会
- ▼申込み・問合せ
ブンダバー 松岡千都
Tel 090-3688-4200
wundeban.world@gmail.com

INFORMATION

上山高原ふるさと館

かまくらまつり

雪国ならではの「かまくら」体験。かまくらの中でお餅を焼いて食べられます。かんじきレース、親子ソリレースや雪玉的落しなど雪上アトラクションのほか、もちつき体験やぜひ無料サービスもあります。ソリ遊びや雪たるとも楽しめます。

※積雪量によって内容変更あり。

▼とき 2月11日(土)

午後0時30分～3時

▼参加費 無料

※申込み不要・当日参加可能

かんじきハイキング

「かんじき」をはいて自然観察をしながら、滝を目指して歩きます。そこは動物たちの楽園でテン、イタチ、ウサギなど多くの動物たちが自由に歩き回り足あとを残します。また、冬でも活動する小さな昆虫を観察することもできます。

※大雨、大雪などの場合、コース変更または中止もあります。

※要予約。持ち物・詳細はお問い合わせください。

▼とき 2月12日(日)

午前9時30分～午後3時

▼参加費 大人 2000円

小中学生 1000円

別途、かんじき等使用料3000円

▼定員 先着30名(小学5年生以上対象)

▼申込期限 2月5日(日)

―申込み・問合せ―

上山高原ふるさと館

Tel 99-4600

ひょうごラジオカレッジ 令和5年度学生募集

毎週土曜日の朝7時から30分間、ラジオ関西で放送する講座を聴き、はがきやメールなどで感想文を提出して1年間学習します。教材のテキストは毎月郵送し、パソコンやスマートフォンでも受講できます。

▼対象 ラジオ講座による学習に興味のある方

▼学費

年間6000円(テキスト代など)

▼申込期間

2月1日(水)～4月7日(金)

▼申込み・問合せ

ひょうごラジオカレッジ事務局

Tel (079) 424-3343

令和5年度 美方郡広域事務組合 会計年度任用職員採用候補者の募集

職種	採用人員	職務内容	報酬額	運転免許	勤務場所	任用期間	勤務時間等
事務員	1名	専門業務 (酒造推進専門員) パソコン操作ができる方	月額 137,643円～	普通	美方郡広域 事務組合 (湯 904-2)	4月1日～ 令和6年3月31日	・週5日 34.5時間勤務 ・医療保険、厚生年金保険、 雇用保険加入 ・年休付与、通勤費の支給有り
事務員	1名	事務補助業務 パソコン操作ができる方	月額 135,574円～	-	美方広域 消防本部 (今岡 257-1)	4月1日～ 令和6年3月31日	・週5日 35時間勤務 ・医療保険、厚生年金保険、 雇用保険加入 ・年休付与、通勤費の支給有り

※報酬額は、職に必要な経験等により変動します。

- ▼応募要件 年齢制限なし ※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は応募できません。
- ▼応募方法 市販の履歴書(写真添付)に必要な事項を記入し、美方郡広域事務組合総務課へ提出してください。
- ▼受付期間 2月13日(月)～28日(火) ※土日祝日を除いて、午前8時30分～午後5時15分まで受付
- ▼面接日時 3月5日(日) ※時間は応募者個別にお知らせします。
- ▼面接場所 美方郡広域事務組合(湯 904-2)
- ▼問合せ 美方郡広域事務組合 総務課 Tel 92-0202



日本陸連認可システム【モノタグ】
回収不要の超軽量タイム計測タグ

第36回



麒麟獅子

マラソン大会



開催日

令和5年

5月28日(日)

雨天決行

悪天候時、3km中止の場合あり

申込期間

※定員となり次第、
締切とします。

■ 郵便振替・事務局窓口 消印有効

1月15日(日) ~ 2月28日(火)

■ RUNNET(インターネット)

1月15日(日) ~ 4月5日(水)



※詳しい参加方法は大会ホームページをご覧ください。↑↑

<https://麒麟獅子マラソン.jp>

🔍 麒麟獅子マラソン

定員(先着順)

2,000人

内ハーフ 1000人

10キロ 500人

5キロ 200人

3キロ 300人

■ 主催：新温泉町麒麟獅子マラソン大会実行委員会

■ 主管：新温泉町スポーツ協会

2月の各種相談

	日	時間	場所	問合せ
行政相談	1日(水)	午前9時～11時30分	町民センター	総務課 総務係 TEL 82-3111
	15日(水)		サンシーホール浜坂	
人権相談	1日(水)	午前9時～11時30分	文化会館	総務課 総務係 TEL 82-3111
			町民センター	
身障相談	15日(水)	午後1時30分～3時30分	保健福祉センターすこやか～に	健康福祉課 福祉係 TEL 82-5620
生活困窮相談	7日(火)	午前10時～正午	保健福祉センターすこやか～に	自立相談支援センターひょうご TEL 070-6548-8884
		午後1時～3時	サンシーホール浜坂	
	21日(火)	午前10時～正午	サンシーホール浜坂	
		午後1時～3時	保健福祉センターすこやか～に	
就労相談	2日(木)	午後1時～5時	サンシーホール浜坂	若者サポートステーション豊岡 TEL (0796)34-6333
起業相談	9日(木)	午前9時～11時30分	サンシーホール浜坂	サンシーホール浜坂 TEL 82-1735
	22日(水)			
法律相談	18日(土)	午後1時～4時	豊岡市民プラザ ※2月は町内での開催はありません	兵庫県司法書士会但馬支部 TEL (0796)23-7817 ※相談会受付専用(平日のみ)
		司法書士による無料法律相談 ※予約制(相談日の2日前の午後5時までに予約)		
土地家屋相談	18日(土)	午後1時30分～4時	豊岡市民プラザ	兵庫県土地家屋調査士会但馬支部 TEL (0796)23-3860
		土地家屋調査士による無料相談 ※予約制(相談日前日の午後5時までに予約)		

※相談場所が2会場あるものは、都合のよい会場(相談日)を利用ください。

2月の行事予定

日	時間	行事名	会場	担当課
2日(木)	午前9時30分～	宇都野学園 定例講座	浜坂多目的集会施設	生涯教育課
4日(土)	午前10時～	スキー教室(第5回)	県立但馬牧場公園	牧場公園課
	午後16時30分～	夢竹灯籠	県立但馬牧場公園	牧場公園課
5日(日)	午前10時～	雪まつり	県立但馬牧場公園	牧場公園課
9日(木)	午前8時～正午	浜坂温泉排泥	浜坂地区	上下水道課
11日(土)	午前10時～	スキー教室(第6回)	県立但馬牧場公園	牧場公園課
	午後0時30分～	かまくらまつり	上山高原ふるさと館	商工観光課
12日(日)	午前9時30分～	かんじきハイキング	上山高原ふるさと館	商工観光課
15日(水)	午前9時30分～	とちのみ学園 修了式	夢ホール	生涯教育課
16日(木)	午前8時30分～	税の申告相談(～3/15)	浜坂多目的集会施設、町民センター	税務課
	午前9時30分～	宇都野学園 修了式・閉講式	浜坂多目的集会施設	生涯教育課
	午前10時～	第29回高齢者交流会	文化会館	生涯教育課
18日(土)	午前10時～	スキー教室(第7回)	県立但馬牧場公園	牧場公園課
	午後1時～	冬季夢オリンピック	照来小学校	生涯教育課

まちのうごき

12月1日～12月31日届出分 (敬称略)
(届出の際に申し出のあった方のみ掲載しています)

うぶごえ

住所	氏名	保護者	出生日

ご冥福をお祈りします

住所	氏名	年齢	死亡日

●まちのうごき● 1月1日現在

	推計人口	住民基本台帳人口	前月比増減
総人口 (人)	12,706	13,416	(±0)
男 (人)	6,050	6,430	(+2)
女 (人)	6,656	6,986	(-2)
世帯数 (世帯)	4,902	5,610	(+2)

▼推計人口

直近の国勢調査の人口を基礎に、住民基本台帳の移動数を加減し、町内に居住していると推計される人口

▼住民基本台帳人口

住民基本台帳に届出により記録されている町民の数



マイナンバーカードを受け取るには
2月28日までに
 カードの交付申請が必要です。

マイナンバーカード 出張受付サービス実施中!

町職員が出向いてマイナンバーカードの出張申請受付を行います。気軽にご相談ください。詳しくは町ホームページをご参照ください。



固定資産税第4期

納期限 2月28日(火)

※口座振替でない方で納付書をお持ちでない方は、税務課で発行しますのでご連絡ください。

税務課 TEL 82-3113



新春かるた大会

小中学生に楽しみながら古歌への関心を持ってもらおうと、小倉百人一首を使って毎年行っている「第17回新温泉町青少年新春かるた大会」を1月7日、夢ホールで開催しました。

種目は、個人で対戦する「チラシ」と2人1組で対戦する「源平」。小中学生を中心に26名が参加し、日頃の練習の成果を発揮しました。競技が始まると、読み手の声と目の前の札に集中し、上の句を聞くとすぐに手を伸ばすなど、真剣勝負が繰り広げられました。

百歳おめでとございます。



(写真はご家族提供)

1月6日に百歳を迎えられた勝野まつ子さん(浜坂)をお祝いするため、町長室で西村町長と新温泉町社会福祉協議会監事からご家族にお祝い品の贈呈を行いました。まつ子さんは現在入院中で、毎日好きな本や新聞を読んで過ごしており、お菓子など甘いものが大好きで、ご飯もよく食べ、とても元気になっているそうです。

次男の謙さんは「好奇心旺盛な性格でやりたいことがいっぱいあることが長生きの秘訣ではないか」と話されました。

観光大使任命式



1月6日、浜坂出身で、埼玉栄高校相撲部監督の山田道紀氏を新温泉町観光大使に任命し、オンライン形式で任命式が行われました。山田氏は平成2年に同校相撲部監督に就任後、全国屈指の強豪校へと育て上げ、数多くの力士を輩出しました。最近では本町出身の岡野さんを大相撲へ送り出しています。

相撲部の生徒とともに浜坂で獲れた新鮮な海産物を食べているそうで、故郷浜坂への思いは強いとのこと。「相撲を通じて新温泉町をアピールしたい」と観光大使としての意気込みを語りました。



～令和5年二十歳のつどい～113人が誓いを新たに第一歩を踏み出す

